

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）に助成金を交付します

村では、骨髄等の提供者（ドナー）の負担の軽減を図り、骨髄等の移植を推進するため、平成 27 年 4 月 1 日から助成金を交付する制度を開始しました。

■対象者

次に掲げる事項全てに該当する方

1. 骨髄等採取日において、榛東村の住民である方
2. 村税に滞納のない方
3. 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業により、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方

■助成金の額

通院等に要した日数 1 日あたり 2 万円×日数（1 回の提供につき上限 7 日）

■申請方法

以下の書類をご持参のうえ、保健相談センターまでお越しください。

- ① 榛東村骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（別記様式第 1 号）
※ 榛東村骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（別記様式第 1 号）は、保健相談センターにてお渡ししております。
- ② 公益財団法人日本骨髄バンクがドナーに発行する、骨髄等の提供が完了したことを証明する書類(通院等に要した日時と目的が記載されている証明書)
- ③ 印鑑
- ④ 本人名義の通帳

■申請の期限

骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了した日から 90 日以内

※ 提供が完了した年度内に申請をお願いいたします

■お問い合わせ先

保健相談センター（☎70-8052）へ